

別表（第 19 条関係）

特定歴史公文書等の種別	写しの交付の方法	手数料の額
一 文書又は図画（法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）	イ 用紙に複写したもの	用紙 1 枚につき 40 円（日本産業規格 B 列 4 番（以下「B4 版」という。）及び日本産業規格 A 列 3 番（以下「A3 版」という。）についても同じ。）
	ロ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録	当該文書又は図画 1 枚につき 70 円
	ハ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したもの	用紙 1 枚につき 30 円（B4 版及び A3 版，カラーで出力したものについても同じ。）に，当該文書又は図画 1 枚ごとに 70 円を加えた額
	ニ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）1 枚につき 300 円に，当該文書又は図画 1 枚ごとに 70 円を加えた額
	ホ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）1 枚につき 500 円に，当該文書又は図画 1 枚ごとに 70 円を加えた額
二 電磁的記録（法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）	イ 用紙に出力したもの	用紙 1 枚につき 30 円（B4 版及び A3 版，カラーで出力したものについても同じ。）
	ロ 電磁的記録として複写したもの	無料
	ハ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）1 枚につき 300 円
	ニ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	光ディスク（日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）1 枚につき 500 円